

番 号
年 月 日

令和6年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業実施計画書の提出について

消費・安全局長 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依
命通知）第6の1に基づき、事業実施計画書等を添えて提出する。

事業実施主体名 1 事業実施主体の概要（概要） ①団体の概要 ②責任体制 ③交付金事業に係る自己負担分の拠出元 2 事業担当者名及び連絡先 ①氏名（ふりがな）： ②所属（部署名）： ③役職： ④住所： ⑤電話： ⑥メールアドレス： 3 事業対象地域：					
目標：地域での食育の推進					
目 標 値					
現状（ 年度）			事業実施後（ 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方 1 事業の目的 2 実施体制 3 波及効果 4 事業成果・効果の検証方法 5 その他事業の推進に必要な事項					
事業メニュー及び交付金要望額 ※事業メニューごとに具体的な内容を記載					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率

經費積算資料

事業実施主体名

◎事業名：地域での食育の推進

(単位：円)

	所要額（交付金要望額（A）＋事業実施主体負担額（B））															積算根拠（詳細）	
	(A)														(B)	(A＋B)	※すべての経費について、下枠に積算根拠を記載。 ※謝金、旅費、賃金については、積算の根拠となる支払規定、内規等を添付してください。
経費内容	① 講師謝金	② 講師旅費	③ 賃金 （運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）	④ 会場借料	⑤ 機器借料	⑥ 資料 印刷費	⑦ 啓発資料 作成・レンタル費	⑧ 食材費 （教材費、調理体験の教材、展示、試食用）	⑨ 普及 宣伝費	⑩ 役務費	⑪ 保険料	⑫ 通信 運搬費	⑬ 消耗品費	⑭ ①～⑬ 以外の 交付対象 経費	事業実施 主体負担 額	交付金 要望額 ＋ 事業実 施主体 負担額	
合 計																	
所要額 （A＋B）				交付金要望額 （A）				事業実施主体 負担額（B）									

※1 経費積算資料の経費内容については、別記様式第1号～4に記載する事業メニューに係る経費を記入してください。

※2 (B)事業実施主体負担額については、
・交付対象経費の場合は事業実施主体が負担する金額
・交付対象外経費
を記入してください。

(参考 2)

専門用語の説明

[illegible]

※「専門用語の説明」は、提案書の内容で特に説明が必要となる用語がある場合のみ作成してください。該当がない場合は、添付は不要です。

別紙様式2

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）

6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別紙様式3

暴力団排除に関する誓約事項

当方は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、事業実施計画書等の提出をもって誓約いたします。